

令和 6 年（第 4 回）
加古川市農業委員会 月次総会議案

と き 令和 6 年 4 月 24 日（水）午後 1 時 30 分

と ころ 新館 10 階 大会議室

議案第 32 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可を求めること			
議案第 33 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 34 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと			
議案第 35 号	農地等の転用目的で競売に参加するための買受適格証明交付申請に対する意見書添付のこと			
議案第 36 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 37 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 38 号	農業用施設用地届出にかかる受理のこと			
議案第 39 号	非農地証明願承認のこと			
議案第 40 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等にかかる報告のこと			
議案第 41 号	農用地利用集積計画の決定について			
議案第 42 号	農業経営改善計画の認定について意見を求めること			
月次総会次回以降の開催予定	5 月 24 日（金） 新館 9 階 191 会議室	現地調査 5 月 20 日（月） （午前・西地区） （午後・東地区）	6 月 24 日（月） 新館 9 階 191 会議室	現地調査 6 月 18 日（火） （午前・東地区） （午後・西地区）

令和6年 第4回 月次総会審議参考資料

令和6年4月24日

加古川市農業委員会

■ 3 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第32号 第1番	議案第32号 第2番	議案第32号 第3番	議案第32号 第4番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	有	有	有
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		0.0km	5.6km	0.5km	0.5km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無	無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家：聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作	畑作	稲作、畑作	稲作
	農業従事者	本人、子	法人	本人、父、母	本人、配偶者
	農業用倉庫	無	有	有	有
	農機具	有	有	有	有
	営農全体計画	稲作:1,939㎡ 自家消費 900 自家消費	 10,657.8 販売	稲作:2,972㎡ 自家消費 1,816 自家消費	稲作:3,892㎡ 販売・自家消費 155 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)		有		
	構成員要件 (総議決権の1/2超)		有		
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)		有		
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の常時従事				
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4					

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 3 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第32号 第5番	議案第32号 第6番	議案第32号 第7番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	-	有
	貸付地の農地性	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		0.0km	1.5km	2.5km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作	畑作	稲作
	農業従事者	本人、弟、母	本人、母	本人、父、母
	農業用倉庫	無	無	有
	農機具	有	確保予定	有
	営農全体計画	703 自家消費	1,383 販売	稲作:67,941.2㎡ 販売 3,596 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)			
	構成員要件 (総議決権の1/2超)			
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)			
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定			
	地域との役割分担			
	役員の常時従事			
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4				

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 5 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第 34 号 第 1 番	議案第 34 号 第 2 番	議案第 34 号 第 3 番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2 種農地 (市街地から28m 農地集団規模 0.2ha)	2 種農地 (市街地から50m 農地集団規模 0.5ha)	3 種農地 (沿道に上下水道あり。 中学校110m、 小学校230m)
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	ほかに代替地なし	ほかに代替地なし	原則許可
2 一般基準			
① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)	有 (融資証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	該当なし	該当なし	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	有	該当なし	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	審議 (現地調査 聞き取り調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし	該当なし	該当なし
3 その他特記すべきこと		上申書添付 (隣接農地所有者 同意書不添付)	

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■買受適格(5条)：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第35号 第1番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2 種農地 (市街地から 45m農地集団 規模2.2ha)
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	ほかに代替地 なし
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (残高証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし
3 その他特記すべきこと	

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■農業用施設届出：議案審議資料「事務局審査結果」

主 要 件	議案第38号 第1番
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第13条各号添付書類	
1 当該土地の 登記事項証明書・公図 (200㎡未満)	有
2 土地の位置図	有
3 農業振興地域農用地に含ま れていない証明又は農業用施 設の用に供される土地である 証明	有
4 写真その他関係書類	有 (写真・図面)
5 土地の現況 (現地調査報告)	農業用倉庫

■非農地証明：議案審議資料「事務局審査結果」

主 要 件	議案第 39 号 第 1 番	議案第 39 号 第 2 番	議案第 39 号 第 3 番	議案第 39 号 第 4 番
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第14条各号添付書類				
1 当該土地の 登記事項証明書・公図	有	有	有	有
2 土地の位置図	有	有	有	有
3 20年以上農地以外の状態 であったことを確認できる 書類等	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (評価証明書)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)
(※農用地内の場合) 農地に復元するための物理 的な条件整備が著しく困難 であることが確認できる書類等	— (農用地外)	— (農用地外)	— (農用地外)	— (農用地外)
4 農業振興地域農用地に 含まれていない証明	有	有	有	有
5 写真その他関係書類	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)
6 土地の現況 (現地調査報告)	申請どおり	申請どおり	申請どおり	申請どおり
7 農業振興地域整備計画の 農用地利用計画への支障	— (農用地外)	— (農用地外)	— (農用地外)	— (農用地外)

■非農地証明：議案審議資料「事務局審査結果」

主 要 件	議案第 39 号 第 5 番	議案第 39 号 第 6 番	議案第 39 号 第 7 番	議案第 39 号 第 8 番
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第14条各号添付書類				
1 当該土地の 登記事項証明書・公図	有	有	有	有
2 土地の位置図	有	有	有	有
3 20年以上農地以外の状態 であったことを確認できる 書類等	有 (水利委員長・ 農業団体長)	—	—	有 (水利委員長・ 農業団体長)
(※農用地内の場合) 農地に復元するための物理 的な条件整備が著しく困難 であることが確認できる書類等	— (農用地外)	無	有 (水利委員長・ 農業団体長)	— (農用地外)
4 農業振興地域農用地に 含まれていない証明	有	無	無	有
5 写真その他関係書類	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)
6 土地の現況 (現地調査報告)	申請どおり	雑種地 一部倉庫あり	申請どおり	申請どおり
7 農業振興地域整備計画の 農用地利用計画への支障	— (農用地外)	有	無	— (農用地外)

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五十六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	-	-	○	-	-	-	-	-	-
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権・質権・賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(審議参考資料)

農業経営改善計画の認定について意見を求めること

申請者		株式会社
目標とする営農類型		水稻
経営改善の方向の概要	経営面積等の拡大	○
	販売単価等の向上	—
	生産量等の向上	○
	コスト等の削減	—
	その他改善	—
年間農業所得 (主たる従事者1人当たり)	現状(R5)	万円
	5年後の目標	万円
年間労働時間 (主たる従事者1人当たり)	現状(R5)	510時間
	5年後の目標	1,671時間
平均反収 (kg/10a)	品目	水稻
	現状(R5)	540
	5年後の目標	540
現状と目標・措置	生産方式の合理化	・機械導入についてはスーパーL資金を活用する。 ・機械操作の早期習得のため、メーカーに技術指導を行ってもらう。 ・年間の栽培計画を確立し、農薬メーカーと肥料体系を見直し、改善点を把握することで品質向上を図る。
	経営管理の合理化	・経営規模拡大に伴い、栽培計画を確立し、管理体制を整えることで作業の効率化を図る。
	農業従事の態様等の改善	現状:労働計画の確立はされているが、効率化が図れていない。 目標:最新の技術等(ドローンの導入等)を取り入れ効率化を図る。
	その他の農業経営の改善	現状:農地の集約が出来ておらず非効率になっている。 目標:作付け農地集積し作付面積を増やすことでまとまった集約ができ効率化を図る。
経営の構成 (法人役員等)	現状(R5)	1人
	5年後の目標	1人
常時雇	現状(R5)	2人
	5年後の目標	3人
臨時雇(実人数)	現状(R5)	1人
	5年後の目標	2人
その他特記事項		—

(審議参考資料)

所有する農業用機械等

農業用機械等の名称	形式、性能、規模等、およびその台数
トラクター (ヤンマー YT357A)	47馬力 1台
トラクター (イセキ AT310)	31馬力 1台
田植え機 (ヤンマー YR6D)	6条 1台
コンバイン (三菱 VY321)	4条 1台
播種機 (suzutec THK4009BM)	1台
ウィングモア (キョウリツ AZ757)	2台
アリミツ 自走式ラジコン動噴	1台

農業経営改善計画の認定について意見を求めること

申請者		農事組合法人					
目標とする営農類型		複合経営					
経営改善の 方向の概要	経営面積等の拡大	—					
	販売単価等の向上	○					
	生産量等の向上	—					
	コスト等の削減	○					
	その他改善	—					
年間農業所得 (主たる従事者1人当たり)	現状(R5)	万円					
	5年後の目標	万円					
年間労働時間 (主たる従事者1人当たり)	現状(R5)	614時間					
	5年後の目標	600時間					
平均反収 (kg/10a)	品目	水稻	麦	種子小麦	大豆	そば	野菜(キャベツ)
	現状(R5)	390	336	299	95	49	3,000
	5年後の目標	370	315	290	100	90	3,700
現状と目標・措置	生産方式の合理化	農地の集積・集約を進めながら、全体的にブロックローテーションを組み、水稻や小麦・大豆等の作付けを行っているが、生産の効率化を図るために、圃場に適した品目を考慮しながら作付けを行い、環境に配慮した持続性の高い農業生産方式を拡大して行くことにより、化学肥料削減の実施、それに伴う労力等の削減にも寄与する。持続性の高い農業については、緑肥等の成分・効能を利用しながら、実施するほ場の面積増加を行う。					
	経営管理の合理化	現状は、麦・大豆・水稻を主に栽培を行っているが、新しい農産物・花木・菜種当の栽培、及び新しい栽培技術の取組みを行い、地元産の価値・ブランド化を進め販路の拡大につなげていく。 小麦・大豆等についても、慣行栽培を行うのではなく、新技術の情報収集を行い単収の増加に努めていくと同時に農作業全般に機械化・デジタル化された機械の導入を早期に行う。					
	農業従事の態様等の改善	少子高齢化が急速に進み、農業従事者の75%以上が70歳以上の高齢者であり、農作業持続に危機感を抱いている状況。 都会居住の、農業に興味のある人たちに(農業関係人口)広く作業従事してもらい地域の農地を守っていくため関係機関との連絡調整を行っていく。また、臨時雇用でなく、常勤雇用が進むように農作業や加工についても進めていく。					
	その他の農業経営の改善	—					
経営の構成 (法人役員等)	現状(R5)	14人					
	5年後の目標	14人					
常時雇	現状(R5)	90人					
	5年後の目標	75人					
臨時雇(実人数)	現状(R5)	190人					
	5年後の目標	155人					
その他特記事項		—					

(審議参考資料)

所有する農業用機械等

農業用機械等の名称	形式、性能、規模等、およびその台数
コンバイン	5条刈 1台 4条刈 20台
汎用コンバイン	そば・大豆・小豆・菜種等収穫 2台
トラクター	14SP・24SP・25SP・30SP・34SP・35SP・ 45SP・60SP・64SP・70SP 各1台、 36SP 2台、48SP 11台、54SP 2台、 55SP 3台、58SP 3台
乗用管理機	麦・大豆防除・除草 6台
田植機	6条 5台
中耕起除草機	大豆等除草 10台
カットドレーン	1台
保冷库	米・種子保存用 2台
倉庫	大型農機具倉庫 建築面積84.59m ²
播種機	麦・大豆播種用 6台
ラジコン型動噴霧器	防除用噴霧器 4台
ラジコン型草刈機	草刈機 1台
野菜苗移植機	1台
農機具倉庫（賃借分）	支店配属農機保管用倉庫 14棟